

新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者発生時の 課外活動団体責任者対応マニュアル Ver3.0

【目次】

| | |
|---------------------------|-----|
| I. 部員が感染者になったとき | P.2 |
| II. 部員が濃厚接触者となったとき | P.3 |
| 部員が感染者／濃厚接触者となったとき まとめフロー | P.4 |
| III. 部員が体調不良となったとき | P.5 |

あらかじめ、行うこと

1. 感染対策責任者の設置

「ウイズコロナ時代」に課外活動を行うにあたり、感染防止を徹底するため各団体内で「感染対策責任者（以下、「責任者」という。）」を設置すること。責任者は以下の役割を担うこと。

※責任者は原則として部長や顧問、監督等の指導者が担うことが望ましいが、学生でも可とする。ただし、新型コロナウイルスに感染したことや濃厚接触者になったこと等の情報は個人情報にあたるため、取り扱いに十分に注意し、部内外で不用意に情報を漏らすことがないようにすること。

- (1) 課外活動における感染対策を統括し、部全体で感染防止を徹底するよう指導する。
- (2) 本マニュアルに基づき、新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者発生時に、団体内の情報を集約し速やかに対応する。
- (3) 部内全体の連絡系統を構築し、有事には速やかに部員に情報を共有する。

2. 本マニュアルの周知徹底

本マニュアルの記載内容を十分に確認し、団体内で新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者発生時の対応を全員が理解しておくこと。また、感染者・濃厚接触者本人がやることも全員が理解しておくこと。

感染者本人がやること ⇒ P.2 ページ参照

濃厚接触者本人がやること ⇒ P.3 ページ参照

※責任者のみが知っているのではなく、責任者が感染者となった場合でも、その代理が対応できるようにすること。

【注意事項】

感染拡大を招いた原因が団体の過失であると判断された場合や各種ガイドラインの遵守事項に違反したと判断された場合、活動停止等の処分を科します。

各種連絡先

1. 各キャンパス学生課

横浜キャンパス ☎ 045-481-5661

✉ kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp

湘南ひらつかキャンパス ☎ 0463-59-4111

✉ kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp

みなとみらいキャンパス ☎ 045-664-3710

✉ kagai-mmcc@kanagawa-u.ac.jp

2. 保健管理センター

✉ kenko-hoken@kanagawa-u.ac.jp

I. 部員が感染者となったとき

(参考) 感染者本人の対応フロー

1. まず、行うこと

- (1) 感染者本人は、責任者に対し自身が新型コロナに感染したことを報告する。
また、感染者本人の大学内への入構及び学内関係者との接触は禁止とする。
- (2) 連絡を受けた責任者は、対面での課外活動を全面停止とし、部員全体に対し学内関係者との接触を避けるよう指示する。
※感染者本人・濃厚接触者以外は大学内への入構及び学内関係者との接触は可能であるが、体調管理に努め、わずかも症状がある場合は、責任者に報告し、速やかに受診・PCR 検査を受けるよう指示する（2. (4) 参照）。
- (3) 感染者本人は、[コロナ特設サイト](#)より「学生・感染者用報告シート」に必要事項を記載し、学生報告窓口にてメールにて報告する。
- (4) 責任者は、団体内で新型コロナ感染者が発生したこと・対面での課外活動を停止したことを所属キャンパス学生課に報告する（※報告先は P.1「各種連絡先」を参照）。

2. 濃厚接触者の特定・体調管理

- (1) 感染者本人は、自身の行動履歴を振り返り、学内基準に基づく濃厚接触者を特定する。

【学内基準：濃厚接触者 定義】

- ② 感染者が同居者の場合
- ②感染者の発症（無症状の場合は検査）の2日前から発症後5日の間に下記のような接触をした場合
 - 1m 以内で、短時間でもマスクを外して会話した
 - 不織布マスクをしても、1m 以内で 15 分以上会話した
 - 会話は多くなくても、1 m 以内で合計 2 時間以上接した

例：一緒に食事、カラオケ、ドライブ、喫煙、旅行、マスクを外した活動（管楽器演奏など含む）など
注）ウレタンや布マスクは「マスクなし」と扱う

※濃厚接触者の特定に迷う部分があれば保健管理センターに相談すること。

- (2) 感染者本人は、濃厚接触者に対し、[コロナ特設サイト](#)より「学生・濃厚接触者用報告シート」に必要事項を記載のうえ、学生報告窓口にて報告するよう連絡する。
また、濃厚接触者に対し、大学内への入構及び学内関係者との接触が禁止となること、わずかも症状がある場合は、責任者に報告し、速やかに受診・PCR 検査を受けるよう連絡する。
※感染者本人に症状があり、濃厚接触者への連絡が難しい場合は、責任者が行うこと。
- (3) 感染者本人は、濃厚接触者の特定結果を責任者に報告する。報告を受けた責任者は、所属キャンパス学生課に特定結果を報告する。
- (4) 責任者は部員全体に対し、体調管理（朝・夕の検温、体調チェック）を指示する。また、感染者・濃厚接触者以外で、わずかも体調不良（咽の違和感、微熱など）がある場合、責任者に報告のうえ速やかに受診・PCR 検査を受けるよう指示する。

3. 活動再開の判断

最後に対面で活動をした日の翌日から 5 日間の間で、部内で新たに体調不良者が発生していない場合、責任者は所属キャンパス学生課に報告のうえ、活動再開の許可を得る。

※感染者本人が活動に全く参加していなく、プライベートでも部員と接触していない場合など、5 日間を経過していても活動再開を許可する場合があります。活動再開時期は所属キャンパス学生課によく相談してください。

Ⅱ. 部員が濃厚接触者となったとき

(参考) [濃厚接触者本人の対応フロー](#)

※保健所等から濃厚接触者に指定されなくても、自身で濃厚接触者の可能性が疑われる場合も本手順に従って対応すること

1. まず、行うこと

- (1) 濃厚接触者本人は、責任者に対し自身が濃厚接触者となったことを報告する。
また、濃厚接触者本人の大学内への入構及び学内関係者との接触は禁止とし、わずかでも症状がある場合は、責任者に報告し、速やかに受診・PCR 検査を受けるよう指示する。
- (2) 連絡を受けた責任者は、対面での課外活動を全面停止とし、部員全体に対し学内関係者との接触を避けるよう指示する。
※濃厚接触者以外は大学内への入構及び学内関係者との接触は可能であるが、体調管理に努め、わずかでも症状がある場合は、責任者に報告し、速やかに受診・PCR 検査を受けるよう指示する。
- (3) 濃厚接触者本人は、自身が感染者となる場合を想定し、自身と濃厚に接触した者を洗い出す。
- (4) 濃厚接触者本人は、[コロナ特設サイト](#)より「学生・濃厚接触者用報告シート」に必要事項を記載し、学生報告窓口にメールにて報告する。
- (5) 責任者は、団体内で濃厚接触者が発生したこと・対面での課外活動を停止したことを所属キャンパス学生課に報告する（※報告先は P.1「各種連絡先」を参照）。

2. 濃厚に接触した者の洗い出し・体調管理

- (1) 濃厚接触者本人は、自身が感染者となる場合を想定し、自身と濃厚に接触した者を洗い出す。
※濃厚接触者は感染者となる可能性がある。感染者となった場合に、濃厚に接触した者は濃厚接触者となる。

【学内基準：濃厚に接触した者 定義】

<感染者が同居者の場合>

- ①感染者と最後に会って以降の間に、
- ②感染者の発症日を 0 日とし、その 2 日前（無症状の場合は、検査日を 0 日としてその 2 日前）から本日まで間に、

<感染者が同居者ではない場合>

- ①感染者の発症日（無症状の場合は検査日）の 2 日前から発症後 5 日の間に、

- 1m 以内で、短時間でもマスクを外して会話した
- 不織布マスクをしても、1m 以内で 15 分以上会話した
- 会話は多くなくても、1 m 以内で合計 2 時間以上接した

上記のいずれかの接触をした場合、「濃厚に接触した者」とする

例：一緒に食事、カラオケ、ドライブ、喫煙、旅行、マスクを外した活動（管楽器演奏など含む）など

注）ウレタンや布マスクは「マスクなし」と扱う

- (2) 濃厚接触者本人は、自身と濃厚に接触した者に対し、課外活動への参加や大学への入構は可能であるが、不織布マスクを正しく着用し、不要な会話をせず、食事は個食・黙食を徹底するよう連絡する。
- (3) 責任者は部員全体に対し、体調管理（朝・夕の検温、体調チェック）を指示する。濃厚接触者以外で、わずかでも体調不良（咽の違和感、微熱など）がある場合、責任者に報告のうえ速やかに受診・PCR 検査を受けるよう指示する。

3. 活動再開の判断

最後に対面で活動をした日の翌日から 5 日間の中で、部内で新たに体調不良者が発生していない場合、所属キャンパス学生課に報告のうえ、活動再開を許可する。

※濃厚接触者本人が活動に全く参加していない、プライベートでも部員と接触していない場合など、5 日間を経過していても活動再開を許可する場合があります。活動再開時期は所属キャンパス学生課によく相談してください。

Ⅲ. 部員が体調不良となったとき

(参考) 体調不良者本人の対応フロー

- (1) わずかでも体調不良（咽の違和感、微熱など）を感じた場合、責任者に報告する。
また、大学内への入構及び学内関係者との接触は禁止とする。
- (2) 体調不良者が「症状が重い」に該当する場合、医療機関の受診・PCR 検査を推奨する。「症状が軽い」に該当した場合でも、症状が3日以上続いた場合は同様とする。

症状が重い 「重い」症状がひとつでもある場合

- (例) 発熱（37.5℃以上、平熱が高めの人+1.0℃以上）
 ひどい咳などひどい風邪症状 ひどいだるさ においや味がわからない
 水様性の下痢や嘔吐 いつもと違うひどい頭痛

症状が軽い 症状はあるが、「重い」症状は1つもない場合

- (例) 微熱（37.0℃以上、平熱が高めの人+0.5℃以上）
 軽度の咳など軽い風邪症状 いつもと違う頭痛 いつもと違うだるさ

- (3) 体調不良者が解熱鎮痛剤などを内服せず、48時間症状がほぼ見られず経過した場合、大学内への入構及び学内関係者との接触制限を解除とする。

参考 PCR／抗原検査の検査結果の理解

- ・検査にはPCR検査と抗原検査があり、陽性と言われた場合は、まず間違いなく感染している
 - ・結果が陰性でも、検出率はPCRでは70%～90%、抗原検査ではそれよりも低いので、陰性であれば大丈夫とはならない（10～50%は感染していても陽性にならない）
- 検査結果は重要ですが、陰性であっても体調不良者への対応マニュアル通りにしてください

<同居者が体調不良の場合>

- (1) 部員の同居者が体調不良(上記「症状が軽い」の場合を含む)の時は、大学内への入構及び学内関係者との接触を禁止とする。
- (2) 同居者が上記「症状が重い」に該当する場合、可能な限り医療機関の受診・PCR検査をしてもらう。「症状が軽い」に該当した場合でも、症状が3日以上続いた場合は同様とする。
- (3) 同居者が解熱鎮痛剤などを内服せず、48時間症状がほぼ見られず経過した場合、大学内への入構及び学内関係者との接触制限を解除とする。